

東京都に居住し、将来移住するために平成19年に富岡町（居住制限区域）内の土地を購入して原発事故時も所有していた申立人について、その土地の損害額を平成19年の売買価格と同額とした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 損害項目

申立人と被申立人は、本件に関し、下記1の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記1

| | |
|-----------------------|-------|
| 財産価値の喪失 （下記2記載の土地） | 400万円 |
|-----------------------|-------|

記2

土地所在 福島県双葉郡富岡町〇〇
地番 〇〇
地目 〇〇
地積 〇〇平方メートル

2 和解金額

被申立人は、申立人に対して400万円を支払う。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月15日

（仲介委員 和田千代）